

県産品販売促進ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別紙1に規定する「メインロゴ」及び「サブロゴ」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、高知県(以下「県」という。)及び一般財団法人高知県地産外商公社(以下「公社」という。)以外の者(法人格のない団体を含む。)が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(著作権)

第2条 ロゴマークの著作権は県に属する。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、県又は県産品をPRする場合に使用することができる。

2 ロゴマークは、販売を目的とする特定の品物(パッケージを含む。)(以下「商品」という。)又は特定の商品を宣伝する広告に使用することはできない。

ただし、小売店が作成する不特定多数の商品が掲載されるチラシ等へ使用することはできるものとする。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用にあたり、県への届出は不要とする。

2 前項にかかわらず、県が使用状況の把握を目的として調査する時は、ロゴマークの使用者は調査に協力するものとする。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、別添「土佐っておいしい!ロゴマーク使用ガイド」を遵守すること。

(使用差し止め等)

第6条 県は、ロゴマークの使用が第3条に規程する目的以外に使用されるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品の回収等の措置を請求することができる。なお、差し止めたことにより事業者に損害を及ぼしても県はその責めは負わない。

(1) 法令及び公序良俗に反する場合

(2) 県のイメージを損ねる場合

(3) 第三者の利益を害する場合

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(暴力団排除条項)

第7条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。))

第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 使用者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等が使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行する。

別紙1（第1条関係）

【メインロゴ】・基本的には縦ロゴをご使用ください



【サブロゴ】



高知県

※詳細については、「土佐っておいしい！ロゴマーク使用ガイド」による